

専決処分第 15 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 27 年 9 月 28 日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （略） |
| | | 氏名 | （略） |
| 2 | 事故の概要 | 平成 27 年 4 月 24 日午前 8 時 20 分頃、相手方の配偶者が通勤し、くぼかわ保育所職員駐車場に駐車しようとした際、グレーチングを跳ね上げ、それに気づかず後退したため、車体後方のバンパーにグレーチングが刺さり、車体が損傷した。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 95,040 円
内訳（車両修理費用） | |